

千葉の海の魅力発信事業業務委託 企画提案公募説明会 質問事項について  
(令和6年4月8日実施)

Q 仕様書4(1) 「キャッチコピーの作成及びSNS等を使った情報発信」について、県のSNSアカウントによる拡散に加え、受託者が個別のSNSアカウントを作成し拡散する2つの方法で行うのか。

A 県が保有している既存のSNSアカウントを使ってもよいし、新しいSNSアカウントを作成してもよい。両方行って差し支えない。

Q 仕様書4(2)ア 「県主催イベント」の企画について、「千葉の海・大使」の出演料は委託料に含まれるのか。

A 「千葉の海・大使」の出演料は委託料に含んでいる。

Q 仕様書4(2)ア 「県主催イベント」の「千葉の海・大使」の出演料について、県と大使の間でイベント出演に関する取り決めや金額の目安を打合せているか。

A 県と大使の間で、出演料について特に取り決めはない。通常の出演交渉をお願いしたい。

Q 仕様書4(2)ア 「イベントの内容」について、1回のイベントの時間が6時間程度と非常に長い。仕様書4(2)ア イベントの内容に「関連分野の既存事業と連携する」とあるが、県が考えている別のイベントと合体して同じイベントとして実施するイメージか。

A あくまで千葉の海の魅力発信事業の一つのイベントとして実施する。6時間という時間は長いですが、例えば、ステージイベントやブース展示等を合わせて6時間程度でお願いしたい。

Q 仕様書4(2)ア 「イベントの内容」について、イベントの実施場所は千葉県内又は東京都内とある。イベントの実施場所は提案によるのか。

A そのとおり。

Q 仕様書4(2)ア 「イベントの内容」について、「千葉の海・大使」のイベントへの出演は「1回以上とすること」とあるが、大使の出演が1回だった場合、残り2回のイベントについて、著名人やインフルエンサーを起用するのか。

A そのとおり。

Q 仕様書4(2)ア 「イベントの内容」について、イベントの出演者として「千葉の海の魅力発信にふさわしい著名人やインフルエンサーの起用についても提案すること」とある。その場合、大使と著名人やインフルエンサーの出演の棲み分けはどのようになるのか。

A 著名人やインフルエンサーはイベントのみの出演となる。

Q 仕様書4(2)アの(ア)(イ)(ウ)のイベントの内容について、決まっているイベントはあるか？

A 現時点で決まっているイベントはないが、以下の事業との連携を想定している。

(ア)の観光客誘致：観光政策課実施事業(7月)

(イ)環境：海のごみゼロキャンペーン(循環型社会推進課実施事業)(9月)

(ウ)水産物PR：千葉ブランド水産物(水産課実施事業)(12月～2月)

Q 海ごみゼロキャンペーンのイベントとは、千葉県が主催するイベントか。

A そのとおり。

Q 仕様書4(3) 「千葉の海ブランドデザイン活用の企業・団体の募集及び支援」について、「商品開発支援から販売促進等までの助言を行うため、実施企業等にアドバイザーを派遣すること」とあるが、実施企業等へのアドバイザーの対応はオンラインによる対応でも可能か。

A 可能である。

Q 仕様書4(3) 「千葉の海ブランドデザイン活用の企業・団体の募集及び支援」について、「商品開発の応募企業目標数が30社以上、商品開発実施企業数が10社以上」とある。商品開発の応募企業について、必ず30社以上必要なのか。

A できるだけ多くの企業に千葉の海のブランド化の動きを知ってほしいという意図から応募企業目標数を30社以上としている。

Q 仕様書4(3) 「千葉の海ブランドデザイン活用の企業・団体の募集及び支援」について、「商品開発実施企業数が10社以上」とある。この場合、1社が2つ以上商品開発を行っても、1社と数えるのか。

A 1社で2つ以上の商品開発を行っても、実施企業数は1社とする。

Q 仕様書4(3) 「千葉の海ブランドデザイン活用の企業・団体の募集及び支援」について、商品開発に関して、開発する商品は有形無形問わないか。(実際の物ではなく、サービス関係の商品開発でもかまわないか。)

A 仕様書4(3)「※商品の例」でもブランドデザインを使用した商品等の例を挙げているが、例えば、宿泊施設のリネン類や浴衣など、サービス提供に係るものでもブランドデザインを使うということであればかまわない。

Q 仕様書4(3) 千葉の海ブランドデザイン活用の企業・団体の募集及び支援について、商品開発の実施企業等に派遣するアドバイザーに就任するための条件はあるか。

A 要件等はないが、アドバイザー候補となる方を提案いただきたい。

Q 仕様書4(4)ア 「出展を想定しているイベント」について、イベントへの出展料は両方とも委託料に見込んでいるのか？

A 仕様書4(4)ア に記載しているイベントへの出展料は無料の想定である。

Q 仕様書4(4)イ 「県内イベント等へのブース出展」について、想定する出展内容に「パネルや動画などを用いた展示」とあるが、パネルや動画の素材は千葉県が持っているのか。

A 保有している。

Q 仕様書4(5) 「ノベルティの製作」について、製作するアイテムの種類は「3種類以上」とし、製作個数は全アイテムの合計で「2500個以上」とある。このことについて、製作するアイテム3種類の配分はどのような配分でもかまわないのか。

A どのような配分でもかまわない

Q 仕様書4(5) 「ノベルティの製作」について、ノベルティの製作個数は、県主催イベントとブース出展で合わせて2500個以上となるのか。

A そのとおり。

Q 「千葉の海・大使」の出演料について、事業者から大使の事務所に直接確認するのか。

A 事業者から大使の事務所に直接確認してほしい。